

次期「広島県 教育に関する大綱」策定の基本的な考え方

国の考え方(法律・通知)

- 国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて知事が定める。
- 総合教育会議で協議する。
- 教育委員会の権限に属する事項のうち、予算編成や条例提案など知事の権限に属する事務との調和を図る必要がある事項を記載。
- 教育に関する総合的な施策についての目標や根本となる方針で、詳細な施策を策定するものではない。
- 総合教育会議で協議・調整し合意した事項は、知事及び教育委員会の双方に尊重義務が生じる。
- 計画策定期間は、4年～5年程度を想定。

1 現「教育に関する大綱」をベースに、

次期 総合計画（ビジョン）の内容を踏まえ、策定。

- ✓ 現「教育に関する大綱」をベースにする。
- ✓ 次期 総合計画(ビジョン)に掲げる「人づくり・教育」の「目指す姿」や「目標」,「取組方向」を踏まえながら、策定する。

2 乳幼児期から大学・社会人までを系統立てる。

- ✓ 乳幼児期から大学・社会人まで、系統立てた方針のもと、オール広島県で取り組む。

3 「学びの変革」の更なる加速に向け、

新たな取組にも果敢にチャレンジ。

- ✓ 「学びの変革」の取組をさらに加速させていくため、これまでの枠組みにとらわれず、新たな取組にも果敢にチャレンジしていく。